



さくら通信7月号



2007年7月 No. 31

島耕作

島耕作は、大手家電メーカー（松下電器がモデル）に勤務している昭和22年生まれ（私と同じ）のサラリーマンであり、団塊の世代に絶大な人気のある（漫画上の）ヒーローです。一度もサラリーマン生活をしたことのない私は、島耕作に自分をダブらせて楽しんでいます。大学4年生の頃、松下電器を受験しようかと一瞬考えたこともあります。部長ぐらいにはなれるかなと思ったりもしました。

現在までに課長編17巻、部長編13巻、取締役編8巻、常務編5巻、専務編1巻、ヤング編4巻、主任編1巻、合計49巻を読破しました。 (竹内)

個人住民税による住宅ローン控除

最近話題となっている所得税から住民税への税源委譲は、所得税額が減るかわりに、ほぼ同額の住民税が増えるとされています。

ところで、所得税額が少なくなることで、従来、所得税から差し引いていた住宅ローン控除額が控除しきれない事態が起こる可能性があります。

この点、平成11年から平成18年までの住宅ローン控除適用者のうち、当該控除しきれない額が発生する人は、住民税額から控除することができます。

この控除は、自動的に適用されず、毎年対象者自身が、確定申告か市町村への申請をすることが必要とされている点、要注意です。

また、サラリーマンの場合、この制度の適用の有無は、平成19年分の源泉徴収票から新設される「住宅借入金等特別控除可能額」の記載の有無で判定します。自社で源泉徴収票作成事務をされている方は、この記載を忘れないよう、注意が必要となるでしょう。 (大寺)

裏面も御覧下さい



雇用保険法が変わります

※ 平成19年10月1日以降に離職された方が対象です※

失業給付の受給資格要件の変更

新 受給資格期間

○週所定労働時間（一般被保険者・短時間被保険者の長短にかかわらず）
各月11日以上が12ヶ月の被保険者期間が必要

★倒産、解雇等により、離職された方は、各月11日以上が6ヶ月

旧 受給資格期間

- 一般被保険者（週所定労働時間が30時間以上）
離職日以前1年間に賃金基礎日数が各月14日以上が6ヶ月
- 短時間被保険者（週所定労働時間が20～30時間未満）
離職日以前2年間に賃金基礎日数が各月11日以上が12ヶ月

当事務所は社保の算定届の真っ最中です。お忘れの方はお手伝しますので、
ご一報下さい。 (宮本)



表面も御覧下さい

さくら税理士法人
さくら社会保険労務士法人
労働保険事務組合 徳島県労務能率協会

〒770-0025 徳島市佐古五番町2番5号

ホームページアドレス : <http://www.skr39.co.jp/>

Eメールアドレス : kimutake@js4.so-net.ne.jp

TEL: 088-625-2556

FAX: 088-654-1181